

平成23年度（2011年度）  
多機能型施設（生活介護事業・自立訓練〔生活訓練〕）  
横浜市中山みどり園 事業計画書

1. 所在地

〒226-0011 横浜市緑区中山395番地の2

Tel 045-931-8611 Fax 045-931-8626

2. 目的

法人の基本理念および方針を遵守し、障害者自立支援法に基づく契約をした知的・身体・精神に障がいのある方に対して、横浜市中山みどり園は、①在宅の知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者が地域社会で充実した生活ができるように②利用者・家族・関係者への支援を行い、③通所による日中活動を行うとともに、地域生活を送る上での相談・調整などを図り、地域社会で豊かで充実した生活が送れるよう支援することを目的とします。

3. 方針

横浜市の方針に則り、障害者自立支援法の理念である、三障がいの一元的支援と地域生活移行を障がいの特性や障がい程度区分に基づき、適切な支援に努めます。

また、通所者以外の知的障がい・身体障がい・精神障がいを持つ当事者及び家族等からの相談に応じる等、地域生活を積極的に推進するため関係機関に働きかけることを運営の基本に置き事業をすすめます。

県央福祉会および横浜市中山みどり園は、障がい当事者の基本的人権の尊重と権利擁護に努め、地域での自立した生活を支援し、利用者ひとりひとりの状況や要望に応じて、さまざまな活動の機会を提供し、豊かな暮らしと充実した地域生活が送れるように環境(ケアホーム・グループホーム等)の整備も行い、本人や家族へサービスを提供していきます。

4. 今年度の重点課題

- 1) 利用者の人権保障と権利擁護に努めるとともに、身体的拘束や虐待、性的な虐待など、利用者の人権侵害を起こさないことを固く誓い、地域生活ができるよう支援します。
- 2) 組織力を高め、利用者に対して、豊かで充実した地域生活が営めるように支援します。また、どの職員が支援をしても一定のサービスの質を保てるように、支援マニュアルを整備していきます。
- 3) 職員体制を拡充し、利用者・家族のニーズに対応した更にきめ細かな支援や送迎等のサービスの質の向上につとめます。
- 4) 自立訓練（生活訓練）事業の拡充を行い、関係先と連携をとり利用者の自立生活や地域移行を推進します。
- 5) 職員が育つために事業所内のコミュニケーションを大切にした組織作りに努めます。
- 6) 利用者や家族からの苦情・要望・意見等を広く受け止め、積極的かつ迅速な対応を図り、相互の信頼関係を高めると共に質の高い施設運営を図ります。
- 7) 支援ミス・介護ミスをなくすため、ヒヤリハットの収集と分析を行い、適宜インシデントレポートを作成し、支援ミスや介護ミスの撲滅を図ります。
- 8) 報告・連絡・相談の周知徹底を図り、情報を共有化し、上司と一般職員等の意志の疎通性を図りより良いチームワーク作りを行います。
- 9) 事故・ケガ、災害、苦情・クレーム、支援・介護ミス等の対応のための危機管理体制の整備・

確立を図ります。

- 10) 利用者の生活を正しく把握するために担当職員と家庭とは緊密な連携を図ります。
- 11) 季節の行事を取り入れ、活動にメリハリを付け日中活動の充実を図ります。また地域の人たちがボランティアとし参加してもらえるように、積極的に働きかけていきます。
- 12) ケアホーム「ナトゥールハウス」の体験入居枠を活用し利用者の自立に向けた宿泊訓練の充実を図ります。また「高田西グリーンハイム」（定員6名）、「阿久和ドムスⅠ・Ⅱ」（定員10名）のケアホームのバックアップ施設として地域移行を推進します。
- 13) 業務マニュアルを作成し標準化を図ります。
- 14) ボランティアの開拓と育成及び導入を、各施設・事業所において積極的に図ります。
- 15) 災害時における在宅要援護者のための特別避難場所として、障がい者・高齢者・児童・病人など災害弱者といわれる人たちが取り残されないよう地域に貢献します。更に、地域防災協定を締結し、地域と一体となって万全の態勢をとる努力をします。
- 16) 法人内の同業種事業所は連絡を密にし、情報交換や課題を共有し利用者支援の向上を目指します。

## 5. 実施運営

- (1) 設置 横浜市
- (2) 運営 社会福祉法人 県央福祉会
- (3) 人員

### ①職員構成

管理者（施設長）	1名
サービス管理責任者	1名（兼務）
事務員	1名
調理員	2名（業務委託）
栄養士	1名（業務委託）
清掃	2名（業務委託）
運転士	1名（業務委託）
嘱託医師	2名

### 【生活介護事業】

生活支援員	11名
看護師	1名
介助員（非常勤）	7名

### 【自立訓練（生活訓練）】

生活支援員	1名
-------	----

### ②利用定員

生活介護事業	定員	34名
自立訓練（生活訓練）事業	定員	6名

## 6. 業務

### 【1】支援内容

個別支援計画書の作成と実施

利用者のニーズに基づき、課題と支援内容を明確にした個別支援計画書を作成します。

#### (1) 個別支援計画書の作成

##### ①ニーズの確認

利用開始前の状況把握や利用開始後の面談を通じて、利用者のニーズの確認を行います。

## ②地域生活の推進

どんなに障がいが高くとも、たった一度きりしかない人生を、住み慣れた地域であたりまえの暮らしができるように支援して行きたいと考えています。

人間らしく生きるとは、特別なことはありません。学校へ通い、地域で暮らし、遊び、働く、好きな人ができたら結婚し家庭をつくること等。横浜市中山みどり園では、そんな願いを大切に、住み慣れた地域できるだけ長く暮らせるように、日中活動の場の充実を図るとともに、家族が何らかの理由で当事者を見ることのできない時のショートステイやホームヘルプ・ガイドヘルプ、家族からの独立に伴う暮らしの場としての、グループホーム・ケアホームの整備を行ない、いきいきと明るく元気に過ごせる支援に努めたいと考えています。そんな目標をもって地域生活の推進を図りたいと思います。

## ③社会生活能力の向上への支援

「基本的な生活習慣」「生活スキル」「社会スキル」「社会参加」「コミュニケーション・対人関係」「不適応行動」「病気」「家庭への支援」の領域について、プログラムにそった支援を行い少しでもできることへ可能性を信じ支援して行きたいと思っています。「できること」「できないこと」の状況を踏まえ、どのような支援が有効かという視点を加味し検討を加えていきます。

### (2) 個別支援計画書の実施

評価(モニタリング・アセスメント)結果に基づき、上記領域に沿って作成した個別支援計画書に沿って、プログラムを行います。生活介護は6ヶ月ごと、自立訓練(生活訓練)は3ヵ月ごとに計画を見直し(モニタリング)、必要に応じて目標を設定し直します。

### ①各活動領域の支援の内容

#### (a) 基本的な生活習慣

食事、排泄、衣服の着脱、衣類の整理等日常生活技能取得のため、必要なところは支援しながら成功経験を積み重ねることができるように配慮します。

#### (b) 生活スキル

#### (c) 社会スキル

移動、買い物等社会生活技能の習得のため、地域の社会資源の活用を行います。また、地域住民の障がい理解にも努めます。

#### (d) 社会参加

軽作業や簡単な調理・掃除等家事作業などを通して、作業の持続力・集中力・注意力・安全性の理解等を獲得します。

#### (e) コミュニケーション・対人関係

作業や昼休みの休憩時間または家庭での余暇の過ごし方について支援を行います。

#### (f) 不適応行動

#### (g) 病気

- i 健康に関する利用者の情報の収集
- ii 園での健康状態の把握
- iii 健康診断の実施(年2回)
- iv 衛生面の配慮
- v 健康に関する相談
- vi 嘱託医師による家族向けの「健康管理について」の講演及び助言

#### (h) 家庭への支援

## 【2】支援の形態

### (1) 個別活動

水・土曜以外の 15～16 時は、職員とマンツーマンによる作業・製作・社会資源の活用・余暇・運動等の個別活動を行います。

(2) 小集団活動

①活動室での活動

利用者の障がいの程度やタイプを考慮して以下のような小集団に分け支援を行います。

- (a) 知的障がいが重度で強度の行動障がいをもつグループ
- (b) 知的障がいが重度で介護度が高いグループ
- (c) 知的障がいの程度は軽度から重度だが適応障がいをもつグループ

②園内宿泊体験

③ナトゥールハウスの体験入居

ナトゥールハウスの体験入居枠を活用し、近い将来ケアホーム等での自立した生活ができるように支援します。

(3) 行事等、全体での活動

行事や避難訓練等利用者全体が共有する活動を行います。

①行事

(a) 夏祭り 8月

夏祭りを開催し、家族と職員および近隣の関係者との交流を図ります。

(b) 園外宿泊レクリエーション

一泊旅行を通して、集団行動、社会経験を積むなど協調性・社会性を養います。

(c) 成人を祝う会

成人を迎えた利用者を祝う機会を家族との共催で持ちます。成人を迎える人がいない場合は、季節感のある行事を行います。

(d) 全体活動

月に一度、講師やボランティアを招き、ダンスや創作、園芸等、日頃活動している小集団の枠を超えて活動します。

②避難訓練

災害発生を想定し、利用者の安全を第一に考慮して迅速に避難誘導ができるように、毎月訓練を実施します。消火訓練は年2回行います。

実施日	内容		
4月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室
5月	避難訓練(火災を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
6月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
7月	避難訓練(火災を想定)消火訓練	活動時間中(PM)	活動室・会議室等
9月	避難訓練(地震を想定)総合訓練	活動時間中(AM)	活動室・会議室・駐車場等
10月	避難訓練(火災を想定)	活動時間中(PM)	活動室・会議室等
11月	避難訓練(地震を想定)	昼食後(休憩時)	食堂・会議室・和室等
12月	避難訓練(火災を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
1月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室
2月	避難訓練(火災を想定)消火訓練	活動時間中(PM)	食堂・会議室・和室等
3月	避難訓練(地震を想定)		

【3】 家族等への支援

(1) 家族等への支援

家族等への個別支援計画の確認、家庭等での生活を安定・充実させるための支援を個別面談、家庭訪問等を通じて行います。

## (2) 家族教室の実施

家族との情報交換、家族間の交流やレクリエーションのために、勉強会、見学会などを行います。近い将来、施設と家族とが対等な関係をもって利用者の権利擁護や支援等が語れる、家族会の結成をめざします。

## 7. 活動日数 263 日（年間予定表による）

## 8. 研修

「県央福祉会研修規程」の職員研修方針に基づいて、職務研修、各種研修会に積極的に参加できる環境を用意するとともに、OFF-JT や SDS 等自己研修に関しては、法人外の各種研修会に積極的に参加できる環境を用意するとともに、体系的で理論的な専門知識及び技術が習得できるように計画し、職員の資質の向上に努めます。

## 9. その他

### (1) 苦情解決

苦情解決に関しては法人規則により、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を下記のとおり定めます。

苦情解決委員（第三者委員）

榎本 則幸 （首都医校専門学校講師）

中村 真由美 （弁護士）

苦情解決責任者 安田 知明 （横浜・川崎地区エリアマネージャー）

苦情解決担当者 鈴木 紀雄 （横浜市中山みどり園施設長）

佐々木 智也（横浜市中山みどり園サービス管理責任者）